

豊中市立小・中学校屋内運動場
空調設備整備事業

募集要項

令和6年（2024年）3月12日

豊中市

目 次

第1	募集要項について	1
第2	事業の概要	2
1	事業内容に関する事項	2
(1)	事業名称	2
(2)	公共施設等の管理者	2
(3)	事業目的	2
(4)	業務範囲	2
(5)	空調設備及びプロパン・エアー発生装置の形式	3
(6)	熱源供給と光熱水費の負担	3
2	事業期間等	4
(1)	事業期間	4
(2)	事業スケジュール(予定)	4
3	事業方式	4
4	事業期間終了時の措置	4
第3	応募事業者に関する条件等	5
1	応募事業者の構成と定義	5
2	応募事業者の備えるべき参加資格要件	6
(1)	構成員の制限(共通)	6
(2)	業務を遂行する構成員に関する参加資格要件	7
(3)	業務の再委託又は下請けの要件	8
(4)	地域貢献への配慮事項	9
(5)	入札参加有資格者名簿への登載	9
3	参加資格の喪失	9
(1)	参加資格確認基準日から提案書等提出日の前日までに参加資格を喪失した場合	9
(2)	提案書提出日から優先交渉権者決定日までに参加資格を喪失した場合	9
(3)	優先交渉権者決定日から事業契約締結日までに参加資格を喪失した場合	10
第4	事業者の募集及び選定に関する事項	11
1	募集及び選定方法	11
2	募集及び選定のスケジュール	11
第5	応募に関する事項	12
1	応募手続等	12
(1)	参考図書の貸与	12
(2)	第2回現地見学会	12
(3)	募集要項等に関する質問の受付、質問及び回答の公表	13
(4)	参加表明及び参加資格審査書類の受付、資格審査結果の通知	14
(5)	官民対話の実施	14
(6)	応募辞退に関する提出書類	14
(7)	提案書類の受付	16
(8)	ヒアリング等の実施	16
2	応募にあたっての留意事項	16
(1)	募集要項等の承諾	16
(2)	費用負担	16
(3)	提出書類の取扱い・著作権	17
(4)	応募の無効	17
(5)	その他	18

3	提案上限額	18
第6	優先交渉権者の決定	19
1	審査及び選定に関する基本的考え方	19
2	提案審査	19
3	優先交渉権者の決定・公表	19
4	事業者を選定しない場合	19
第7	提案に関する条件	20
1	業務の委託	20
2	業務の委託	20
3	事業者の収入	20
4	市によるモニタリングの実施	20
5	保険	20
6	市と事業者の責任分担	21
(1)	基本的考え方	21
(2)	予想されるリスクと責任分担	21
7	財務書類の提出	21
第8	契約に関する事項	22
1	契約手続き	22
2	事業契約の概要	22
3	契約金額	22
4	契約の保証	22
5	事業者の事業契約上の地位	22
第9	その他	23
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	23
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	23
3	事業の継続が困難となった場合における措置	23
(1)	事業の継続に関する基本的考え方	23
(2)	継続が困難となった場合の措置	23
4	情報公開及び情報提供	24
5	応募手続きに関する問合せ先	24
	添付資料 1	25
	添付資料 2	26

第1 募集要項について

この「豊中市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業 募集要項」（以下「募集要項」という。）は、豊中市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）に基づき特定事業として選定した「豊中市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するに当たり、公表するものである。

事業の基本的な考え方については、実施方針（令和6年（2024年）1月29日公表）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に関する質問及び意見に対する回答（令和6年（2024年）2月28日公表）を反映し、一部追加等している。したがって、本事業に応募する事業者（以下「応募事業者」という。）は、「募集要項」、「要求水準書」、「事業者選定基準」、「基本協定書（案）」、「事業契約書（案）」、「様式集」（公表後の変更を含む。）、その他これらに関して市が追加で提示する資料（以下「募集要項等」という。）の内容を踏まえ、応募することとする。

なお、募集要項等と、「実施方針」及び「要求水準書」（以下、「実施方針等」という。）並びに「実施方針等に関する質問及び意見に対する回答」に相違がある場合は、募集要項等の規定を優先するものとする。

第2 事業の概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

豊中市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業（以下「本事業」という。）

(2) 公共施設等の管理者

豊中市長 長内 繁樹

(3) 事業目的

本事業は、豊中市（以下「市」という。）内の市立小・中学校の屋内運動場に空調設備及びプロパン・エアー発生装置を整備し、整備後の維持管理を行う事業であり、教育環境等の整備を図ることを目的とする。

児童・生徒が学習等で日常的に使用するだけでなく災害時には避難所となる、市内の市立小学校35校（うち1校は閉校した学校の屋内運動場も含む）、中学校15校（以下「対象校」という。）において、屋内運動場計50棟50室（以下「対象室」という。）に新たに空調設備及びプロパン・エアー発生装置を設置するに当たり、民間事業者の技術やノウハウを活かし早期の整備実現を図るとともに、財政負担縮減及び平準化の観点から、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）に基づく事業手法の導入を図るものである。

なお、募集要項において、用語の定義は要求水準書を参照する。

(4) 業務範囲

本事業の対象となる業務の範囲は以下のとおりとする。具体的な業務の内容及び詳細については、要求水準書を参照すること。

ア 設計業務

- (ア) 空調設備の設計業務
- (イ) プロパン・エアー発生装置の設計業務
- (ウ) その他、付随する業務

イ 施工業務

- (ア) 空調設備の施工業務
- (イ) プロパン・エアー発生装置の施工業務
- (ウ) その他、付随する業務

ウ 工事監理業務

- (ア) 空調設備の工事監理業務
- (イ) プロパン・エアー発生装置の工事監理業務
- (ウ) その他、付随する業務

エ 維持管理業務

- (ア) 空調設備の維持管理業務
- (イ) プロパン・エアー発生装置の維持管理業務
- (ウ) その他、付随する業務

オ 空調設備及びプロパン・エアー発生装置の移設等業務

- (ア) 本事業において整備した空調設備及びプロパン・エアー発生装置の移設、廃棄等（以下「移設等」という。）が、維持管理期間中に必要となった場合、市は本事業の事業会社、設計企業、施工企業又は維持管理企業を空調設備及びプロパン・エアー発生装置の移設等業務の優先交渉権者とすることを予定している。

(5) 空調設備及びプロパン・エアー発生装置の形式

本事業において整備する空調設備及びプロパン・エアー発生装置は、次に示す形式を基本とする。

【小学校】：「ガス式GHP空調機（電源自立型）※+プロパン・エアー発生装置」

※ 都市ガス式の電源自立型空調機を2台以上設置するものとし、2台を超える部分については標準型でも可とする。

【中学校】：「ガス式GHP空調機（電源自立型）※+プロパン・エアー発生装置」

※ 都市ガス式の電源自立型空調機を3台以上設置するものとし、3台を超える部分については標準型でも可とする。

また、小学校及び中学校のプロパン・エアー発生装置については、電気・都市ガスともに停止した場合にも、要求水準書 添付資料3の停電時電力負荷条件に示す空調設備の運転及びアリーナやトイレの天井照明の点灯やコンセントからのスマートフォン充電等が72時間可能となるよう計画すること。

なお、事業期間中に市はエネルギー供給者を変更する可能性があるが、それを理由として市が支払う維持管理に係る対価の変更はしないものとする。

また、応募事業者が提出した提案書の評価に当たっては、省エネルギー等の提案について評価することを予定している。評価方法の詳細については、事業者選定基準において示す。

(6) 熱源供給と光熱水費の負担

熱源供給については、本事業の範囲に含めない。施工業務及び維持管理業務等に伴う光

熱水費や空調設備の運転に必要となる光熱水費については、市が負担する。ただし、施工期間中のLPガスボンベの設置は事業者が施工業務として行うものとし、LPガスボンベは満タンの状態で引き渡すこと。なお、維持管理業務期間中に使用するLPガスの費用は、光熱費として市が負担する。

2 事業期間等

本事業は、次のスケジュールで行う。

(1) 事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日から、令和23年（2041年）3月末までとする。

(2) 事業スケジュール（予定）

契約締結日	令和6年（2024年）9月下旬
設計・施工期間	契約締結日～令和8年（2026年）3月31日以前の日 ^{注1)}
維持管理期間	引渡日翌日～令和23年（2041年）3月末
事業終了	令和23年（2041年）3月末

注1) 空調設備及びプロパン・エアー発生装置は、令和8年（2026年）3月31日以前の日に供用開始を予定しているが、一括引渡しのほか、令和7年度に最大2回までに分けた引渡しの提案が可能である。

3 事業方式

本事業の事業方式は、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）が、空調設備及びプロパン・エアー発生装置の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、速やかに市に引き渡し、事業期間を通じて事業者が維持管理業務を行うBT0方式とする。

4 事業期間終了時の措置

事業者は、維持管理期間中の業務を適切に行い、事業期間終了時に、事業契約に定める空調設備及びプロパン・エアー発生装置の性能（以下「性能基準」という。）を満たす状態とすること。

なお、性能基準は、市が示す要求水準に加えて、事業者の提案内容に基づくものとする。

第3 応募事業者に関する条件等

1 応募事業者の構成と定義

応募事業者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた複数の企業（以下「構成員」という。）により構成されるグループ（以下「応募事業者」という。）とする。応募事業者の構成については、次のとおりとする。

- ア 空調設備及びプロパン・エアー発生装置の設計業務を行う企業、空調設備及びプロパン・エアー発生装置の施工業務を行う企業、空調設備及びプロパン・エアー発生装置の工事監理業務を行う企業及び空調設備及びプロパン・エアー発生装置の維持管理業務を行う企業により構成されるグループとする。なお、進捗管理や他の構成員との連絡調整などの業務を行う企業（以下、「その他業務を行う企業」という。）が構成員となることを妨げない。
- イ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、施工業務と工事監理業務を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）
- ウ 優先交渉権者となった応募事業者は、本事業を遂行するために会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立する。
- エ 構成員は以下の定義により分類される。
 - （ア）構成企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業
 - （イ）協力企業：SPCから直接業務の受託・請負をするがSPCには出資しない企業又は、構成企業から直接業務の受託・請負をして本事業で主要な役割を担う企業
 - （ウ）代表企業：構成企業のうち、SPCへの出資比率が全出資者中最大となり、かつ構成員を代表し提案手続きを行う企業
- オ 構成企業は、他の応募事業者の構成員になることはできない。また構成企業と資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の応募事業者の構成員となることはできない。ただし、市が優先交渉権者として選定した応募事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募事業者の構成企業が、事業者の構成員から業務を再受注することは妨げない。その場合は、事前に市の承諾を得ること。
- カ 協力企業は、他の応募事業者の協力企業を兼ねることを可能とする。また、選定されなかった場合には、事前に市の承諾を得て、事業者の構成員から業務を再受注することも可能とする。
- キ 選定された応募事業者の構成企業は、仮契約締結までに市内にSPCを設立するものとし、

代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。構成企業以外のものがSPCの出資者となることは可能であるが、全事業期間において、構成企業以外の出資者による議決権保有割合は全体の50%未満とする。

- ク 構成員は、SPCから受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に承諾を得ることとする。
- ケ 構成員は、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、本事業に関係する譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

2 応募事業者の備えるべき参加資格要件

応募事業者の構成企業及び協力企業は、以下で規定する参加資格要件を、参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）に満たしていなければならない。当該要件を満たしていない構成企業及び協力企業を含む応募事業者の参加は認めない。

また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から応募がなかったものとみなす。

(1) 構成員の制限（共通）

すべての構成員は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当する者。
- (イ) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定により、なお、従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- (ウ) 平成12年（2000年）3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしている者。
- (エ) 平成12年（2000年）4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申し立てをしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続きの申し立てをした者又は申し立てをなされている者とみなす。
- (オ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更

生手続き開始の申立てを含む。以下「更生手続きの申立て」という。)をしている者又は更生手続き開始の申立てをなされている者。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続き開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続き開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続き開始の申立てをした者又は更生手続き開始の申立てをなされた者とみなす。

- (カ) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しないもの又は対象案件の開札日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者。
- (キ) 豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けている者。
- (ク) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けている者。
- (ケ) 建設業法第29条の規定による取り消し処分を受けている者。
- (コ) 豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けている者。
- (サ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例(平成25年豊中市条例第25号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者。
- (シ) 最近2年間の市町村税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (ス) 公民連携手法による公共施設整備等事業者選定委員会・屋内運動場空調設備整備事業者選定部会(以下「選定委員会」という。)の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者。
- (セ) 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者。

※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

- a 株式会社 日建設計総合研究所 大阪オフィス
(所在地:大阪市中央区今橋4丁目3番18号)
- b 弁護士法人 関西法律特許事務所
(所在地:大阪市中央区北浜2丁目5番23号)
- c 株式会社 みやこ不動産鑑定所
(所在地:大阪市北区西天満4丁目4番12号 600号室)

(2) 業務を遂行する構成員に関する参加資格要件

本事業の各業務は、業務ごとにそれぞれ定めた次の要件を全て満たす構成員が少なくとも1社担当するものとする。また、施工業務と維持管理業務については、それぞれ、これらの構成員のうち少なくとも1社は構成企業であること。

ア 「設計業務」を行う者

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がなされていること。
- (イ) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3か月以上の雇用関係がある建築士法（昭和25年法第202号）に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- (ウ) 構成員のうち必ず1社以上は、学校、事務所等の施設における空調設備の元請としての設計実績（おおむね10年以内に設置完了済みの室内機10台以上かつ延べ床面積500㎡以上の建物を対象とする。）を有していること。

イ 「施工業務」を行う者の要件

- (ア) 構成企業のうち必ず1社以上は、建設業法（昭和24年法第100号）第3条第1項の規定による「管工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 構成企業のうち必ず1社以上は、空調設備の元請けとしての施工実績（おおむね10年以内に設置完了済みの室内機10台以上かつ延べ床面積500㎡以上の建物を対象とする。）を有していること。

ウ 「工事監理業務」を行う者の要件

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がなされていること。
- (イ) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3か月以上の雇用関係がある建築士法に基づく一級建築士、設備設計一級建築士または建築設備士のいずれかの資格を持つ者を有していること。
- (ウ) 構成員のうち必ず1社以上は、空調設備の工事監理実績（おおむね10年以内に設置完了済みの室内機10台以上かつ延べ床面積500㎡以上の建物を対象とする。）を有していること。

エ 「維持管理業務」を行う者の要件

- (ア) 空調設備の維持管理業務を行うに当たり、空調設備（GHP）及びプロパン・エアー発生装置での運用に必要となる資格を持つ者を配置できること。また、当該資格を持つ者は常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3か月以上の雇用関係があること。
- (イ) 構成企業のうち必ず1社以上は、連続して1年以上の空調に関する維持管理実績（おおむね10年以内に設置完了済みの室内機10台以上かつ延べ床面積500㎡以上の建物を対象とする。）を有していること。

(3) 業務の再委託又は下請けの要件

本事業の実施に当たり、各業務の一部に限って再委託又は下請けさせることができるものとする。なお、施工業務及び移設等業務に関しては、建設業法（昭和24年法律第100号）第

22条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守するものとする。

(4) 地域貢献への配慮事項

応募事業者は、構成企業又は協力企業の選定に当たり、できるだけ市内に本店を有する企業（以下「市内企業」という。）を加えるように努めるとともに、本事業において必要となる資機材・飲食物・消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮しながら、本事業を実施すること。

なお、応募事業者が提出した提案書の評価に当たって、地域貢献への配慮に係る評価方法の詳細については事業者選定基準を参照すること。

(5) 入札参加有資格者名簿への登載

応募事業者の構成員は入札参加有資格者名簿に登載されていることを原則とする。市の入札参加有資格者名簿に登載されていない場合は、入札参加資格と同等の要件があることを証する書類を提出すること。

また、本事業を受託するSPCの構成員は、直近の入札参加資格の認定の機会に申請を行い、本事業の事業期間中はその資格を維持すること。

3 参加資格の喪失

応募事業者が、参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）から優先交渉権者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該応募事業者の参加資格を取り消す。ただし、以下に記載する要件を満たした場合は引き続き有効とする。

(1) 参加資格確認基準日から提案書等提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

参加資格確認基準日から提案書等提出日の前日までの間に、応募事業者の構成企業及び協力企業のうち、1ないし複数企業が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった企業（以下「残存企業」という。）のみ又は参加資格を喪失した企業（以下「喪失企業」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな企業を構成企業又は協力企業として加えた上で、応募事業者の再編成を市に申請し、提案書等の提出日までに市が認めた場合。ただし、残存企業のみで応募事業者の再編成を市に申請する場合は、当該残存企業のみで本実施方針に定める応募事業者の参加資格要件を満たしていることが必要となる。なお、当該申請では、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定も行うこととする。ただし、応募事業者のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該応募事業者の参加資格を取り消す。

(2) 提案書提出日から優先交渉権者決定日までに参加資格を喪失した場合

上記(1)と同様とする（なお、「提案書等の提出日までに市が認めた場合」は、「優先交渉権者決定日までに市が認めた場合」に読み替える。）。ただし、応募事業者のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該応募事業者の参加資格を取り消す。

(3) 優先交渉権者決定から事業契約締結日までに参加資格を喪失した場合

優先交渉権者決定日から事業契約締結日までの間に、応募事業者の構成企業及び協力企業のうち、1ないし複数企業が参加資格を喪失した場合には、市は仮契約を締結しない、又は仮契約の解除を行うことがある。これにより、仮契約を締結しない又は解除しても、市は一切の責を負わない。ただし、応募事業者の申し出により、市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、参加資格要件を各構成企業（ただし、代表企業を除く）又は協力企業の変更ができるものとし、市は変更後の応募事業者と仮契約を締結できるものとする。

第4 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業は、事業者には設計、施工、工事監理、維持管理、移設等及びこれに付随し関連する一切の業務の実施を求めるもので、事業期間も長期間にわたることから、事業者には本事業を確実に遂行できる総合的な能力が求められる。事業者の選定は、提案価格に加え、設備の性能、維持管理における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行うものとする。

2 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

	日程	スケジュール
令和6年 (2024年)	3月12日（火）	募集要項等の公表
	3月16日（土）～3月22日（金）	第2回現地見学会（全50校）
	3月29日（金）	募集要項等に関する質問受付締切
	4月17日（水）	募集要項等に関する質問に対する回答公表
	4月22日（月）	参加資格審査書類の受付締切
	5月2日（木）	参加資格審査結果の通知
	5月9日（木）	官民対話の実施
	5月14日（火）	官民対話の記録公表
	6月3日（月）	提案書の受付締切
	7月5日（金）	提案書に関する事業者ヒアリング
	7月8日（月）	優先交渉権者の決定及び公表
	8月上旬	基本協定締結
	8月下旬	事業仮契約締結
	9月下旬	事業契約締結

第5 応募に関する事項

1 応募手続等

(1) 参考図書の貸与

市は、募集要項等の参考図書として以下の書類を本事業に応募しようとする事業者のうち、希望者に貸与する。貸与手続の方法や日程等の詳細については、添付資料1に従って手続等を行い、貸与を受けること。ただし、第1回現地見学会参加の際に貸与を受けた事業者は手続不要です。

市が貸与する参考図書は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。

なお、参考図書の内容と実際の対象校の状況との整合について、市は保証するものではない。

○貸与する参考図書

- a. 学校施設台帳（全対象校分）
- b. 学校配置図（全対象校分）
- c. 建築図（全対象校分）
- d. 単線結線図等（全対象校分）
- e. 受変電設備等一覧表
- f. 過去のエネルギー消費量一覧
（令和2年度～令和4年度及び令和5年度前期実績値）
- g. ガス内管図面

(2) 第2回現地見学会

第2回現地見学会を次のとおり開催する。

ア 日時

令和6年3月16日（土）～3月22日（金）のうち、延べ4日間
（詳細は添付資料2「第2回現地見学会対象校一覧」に示す。）

イ 参加方法等

「第2回現地見学会 参加申込書」（様式集 様式2）に必要事項を記入の上、令和6年3月14日（木）17時までに電子メール（ファイル添付）にて提出すること。

なお、電子メールの件名は「【会社名（略称可）】第2回現地見学会申込書」と記載し、送信後、市の担当者へ電話にて受信確認を行うこと。

申込書のファイル形式はMicrosoft Excel®とする。

※メール送信先アドレスおよび受信確認先の電話番号は第9.5に示す「応募手続きに関する問合せ先」のとおりとする。

ウ 現地見学の対象校

対象校は、添付資料2「第2回現地見学会対象校一覧」のとおりとする。

エ 見学方法

- (ア) 見学会の当日は、指定時刻に対象校の指定場所に集合し、見学を開始する。
- (イ) 「(様式2) 第2回現地見学会 参加申込書」の「担当者指名」欄に記載された者は、各学校の集合場所にて名刺を提出すること。
- (ウ) 見学時間は、30分程度を予定している。
- (エ) 指定日及び指定時間以外の見学はできないものとする。

オ その他留意事項

- (ア) 1企業当たりの参加人数は4名程度までとする。
- (イ) 駐車場については駐車可能な学校のみ、敷地内に駐車場を設ける。ただし、スペースの関係上、駐車可能な台数は1企業につき1台とする。駐車スペースの無い学校については近隣のコインパーキングを利用すること。詳細については申込後に案内する。
- (ウ) 校内は土足厳禁のため、スリッパ等上履きを持参すること。
- (エ) 学校敷地内は全面禁煙となっている。敷地周辺においても禁煙とすること。
- (オ) 見学に当たって市又は学校教職員から指示があった場合は、それに従うこと。
- (カ) 現地見学会における写真撮影は可能とするが、児童・生徒や教職員・下記(キ)の団体等の撮影は禁止する。また、教職員等より別途撮影を禁止する旨の指示があった場合は、それに従うこと。なお、撮影した写真は本事業以外の使用は不可とする。
- (キ) 当日、学校開放等により体育館等にて団体等が活動している場合がある。
- (ク) 見学会において資料の配布は行わないため、必要に応じて本市ホームページに掲載している募集要項等を持参すること。

(3) 募集要項等に関する質問の受付、質問及び回答の公表

募集要項等に記載の内容に関して、質問を下記により受け付ける。また質問の内容を考慮して、募集要項等の内容を変更する場合がある。

ア 受付期間

令和6年3月25日(月)9時から3月29日(金)17時まで

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「募集要項等に関する質問書」(様式集 様式1)により電子メール(ファイル添付)にて提出すること。

なお、電子メールの件名は「【会社名(略称可)】募集要項等に関する質問書」と記載し、送信後、市の担当者へ電話にて受信確認を行うこと。

申込書のファイル形式はMicrosoft Excel®とする。

※メール送信先アドレスおよび受信確認先の電話番号は第9.5に示す「応募手続きに関する問合せ先」のとおりとする。

ウ 回答方法

令和6年4月17日(水)に市ホームページで公表する。なお、質問者名は公表しな

いものとする。

(4) 参加表明及び参加資格審査書類の受付、資格審査結果の通知

ア 参加表明及び参加資格審査書類の受付：

本事業への応募事業者は、参加表明書の受付に併せて、参加資格を満たすことを証明するための参加資格審査書類を提出し、参加資格の有無について市の確認を受けなければならない。

なお、提出する書類の詳細は様式集を参照すること。

提出期間 令和6年4月22日（月）17時まで

提出方法 持参により提出すること。

提出先 第9.5に示す「応募手続きに関する問合せ先」のとおりとする。

イ 審査結果の通知：

市は、参加資格確認基準日をもって、応募事業者から提出された資格確認書類により資格審査を行う。

市は、資格審査を行った結果を令和6年5月2日（木）までに代表企業に通知する。なお、資格審査の結果、参加資格がないと認められた応募事業者は、通知を受けた日から7日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。市は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(5) 官民対話の実施

本事業に関する官民対話を開催する。

ア 日時：令和6年5月9日（木）

9時00分～17時00分の間で市が指定する時間

イ 参加方法等：

「官民対話申込書」（様式集 様式4）に必要事項を記入の上、令和6年5月7日（火）17時までに電子メール（ファイル添付）にて提出すること。

なお、電子メールの件名は「【会社名（略称可）】官民対話申込書」と記載し、送信後、市の担当者へ電話にて受信確認を行うこと。

申込書のファイル形式はMicrosoft Excel®とする。

※メール送信先アドレスおよび受信確認先の電話番号は第9.5に示す「応募手続きに関する問合せ先」のとおりとする。

申込みは応募事業者代表企業が行うものとし、1グループ当たりの参加人数は8名程度までとする。

(6) 応募辞退に関する提出書類

参加資格の確認を受けた者が応募を辞退する場合は、「応募辞退届」（様式集 様式5-14）を提出すること。

提出方法 持参により提出すること。

提出先 第9.5に示す「応募手続きに関する問合せ先」のとおりとする。

(7) 提案書類の受付

応募事業者は、提案書類を次の要領により市に提出すること。提案書類の作成方法については、様式集に従うこと。

なお、応募事業者から提出された提案書類に疑義がある場合には、応募事業者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、応募事業者に対して個別ヒアリングを行って確認する場合がある。また、応募事業者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、提案書類と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

ア 受付期間：

令和6年6月3日（月）9時から17時まで

イ 応募場所：

第9.5に示す「応募手続きに関する問合せ先」のとおりとする。

ウ 提出方法：

持参により提出すること。提案価格書は、封入し割印を押印したものを提出すること。

エ 応募事業者：

原則として代表企業とする。「委任状（代表企業用）」（様式集 様式6-5）を事前に提出している場合又は応募日に持参した場合のみ、代表企業の代理人による参加を可とする。

(8) ヒアリング等の実施

市は、応募事業者に対し、令和6年7月5日（金）に提案書類の内容に関するヒアリング等を実施する。

具体的な実施方法・時間等は、後日、市より代表企業に対して通知する。

2 応募にあたっての留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募事業者は、提案書類等の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとする。

(2) 費用負担

応募に要する費用については、すべて応募事業者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い・著作権

ア 著作権

応募事業者から提出された提案書の著作権は、応募事業者に帰属する。

ただし、市が豊中市情報公開条例（平成13年条例第28号）に基づき応募内容を公表する場合、その他、市が必要と認める場合、優先交渉権者として選定された応募事業者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、優先交渉権者決定結果の公表に必要な範囲でその他の応募事業者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募事業者が負うものとする。

ウ 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本事業への応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。

エ 複数提案の禁止

応募事業者は、1つの提案しか行うことはできない。

オ 応募書類の変更等の禁止

応募書類の変更、差し替え及び再提出は、市から指示する場合を除き認めない。

カ 使用言語及び単位、時刻

本事業において使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 応募の無効

次の各号のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- ア 応募に参加する者に必要な資格のない者がしたもの
- イ 提案価格書が所定の日時まで所定の場所に到着しなかったもの
- ウ 応募事業者が2以上の応募をしたもの
- エ 提案価格書の記載事項が不明なもの又は提案価格書に記名押印のないもの
- オ 応募事業者が連合して応募をしたもの、その他応募に際して不正の行為があったもの
- カ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して応募したもの
- キ 提案上限額を超える応募をしたもの
- ク 金額が訂正された提案価格書で応募したもの
- ケ 前各号に掲げるもののほか、応募に関する条件に違反したもの

(5) その他

募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

3 提案上限額

提案上限額は以下のとおりである。市の算定根拠は公表しない。

4, 800, 000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

第6 優先交渉権者の決定

1 審査及び選定に関する基本的考え方

市は、応募事業者が提出した提案書の評価を行うため、学識経験者等で構成する選定委員会を設置する。選定委員会では、総合的に提案書等の審査を行い、市は、選定委員会の審査により選定された優秀提案をもとに、優先交渉権者を決定する。

応募事業者が、優先交渉権者決定までに選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

2 提案審査

選定委員会は、募集要項と併せて公表する事業者選定基準に基づき、事業方針、事業実施体制及び各業務に係る事業計画等並びに提案価格について、応募事業者から提出された提案書類等を審査する。

3 優先交渉権者の決定・公表

応募事業者から提出された提案書等を選定委員会が審査し、最優秀提案者を決定する。その結果を踏まえて、市が優先交渉権者を決定する。なお、優先交渉権者決定後、速やかに当該優先交渉権者に対して決定された旨を通知するとともに市ホームページに掲載し、公表する。

4 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に応募事業者がいない場合、又はいずれの応募事業者の提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めないなどの理由により、優先交渉権者を選定せず、特定事業の選定を取り消す場合がある。特定事業の選定を取り消した場合には、この旨を速やかに市ホームページに掲載し、公表する。

第7 提案に関する条件

1 業務の委託

事業者が行う業務は、第2. 1 (4) 業務範囲、要求水準書及び提案書類に示すとおりとする。

2 業務の委託

事業者は、提案書類に示したとおり、構成企業又は協力企業に本事業の業務を委託又は請け負わせるものとし、市の承諾を得た場合に限り、提案書類に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができる。

なお、第三者への業務の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果の如何にかかわらず、すべて事業者が責任を負うものとする。

3 事業者の収入

市は事業者との間で締結する事業契約に従い、事業者からサービスを購入する対価として、設計、施工、工事監理に係る対価（以下「設計・施工等のサービス対価」という。）及び維持管理業務に係る対価（以下「維持管理のサービス対価」という。）を支払う。

詳細については、事業契約書（案）を参照すること。

4 市によるモニタリングの実施

市は、事業期間中、事業者が行う業務に関するモニタリングを行う。

事業者が提供する本事業のサービスが、事業契約書において定められたサービス水準を満たしていない場合には、事業契約書に基づきサービス対価を減額する。詳細については、事業契約書（案）別紙5「モニタリングの方法及びモニタリング結果等に基づく対価の減額方法」を参照すること。

5 保険

(ア) 事業者は、事業契約書（案）別紙10「SPCに付保が義務付けられている保険契約」に示す要件を満たす保険契約を締結すること。なお、提案書類において要件以上の提案をした場合には、事業者はその提案内容の保険契約を締結するものとする。また、事業契約書（案）別紙10に示す保険契約に加えて、他の種類の保険契約を締結することを提案した場合には、事業者が提案した保険も併せて加入するものとする。

- (イ) 事業者は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく市に提示すること。
- (ウ) 事業者は、市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。
- (エ) 事業者は、保険の有無に係らず、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故等については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担すること。

6 市と事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスを長期の契約期間において確実に提供することを目指すものであり、設計・施工・工事監理・維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、事業契約書（案）に示すとおりであり、事業者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うこと。

7 財務書類の提出

事業者は、毎事業年度経過後 3 か月以内に、公認会計士又は監査法人による監査済の当該事業年度の財務書類を提出し、市に提出すること。

第8 契約に関する事項

1 契約手続き

- (ア) 市と優先交渉権者は、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結し、基本協定書に基づき事業契約書の内容について協議を行い、仮契約を締結する。なお、契約内容の協議は、事業契約書（案）に関する詳細の調整を行うものであり、原則として募集要項等及び提案書類の内容等の変更は行わない。
- (イ) 優先交渉権者は本事業を実施するためのSPCを設立し、市はSPCと仮契約を締結する。
- (ウ) 仮契約は、豊中市議会で議決を得たときに本契約となる。なお、当該契約に関する議案は、令和6年9月開催予定の豊中市議会定例会に提出する予定である。
- (エ) なお、基本協定締結後、当該協定に違反し、若しくは落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは市の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められる者については、本協定で定める対応を行うほか、市が実施する応募等への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

2 事業契約の概要

事業契約は、事業者が遂行すべき設計・施工業務、維持管理業務に関する業務内容や金額、支払方法等を定める。

なお、維持管理業務の詳細の仕様については、提案書類及び要求水準書、事業契約書に定められた水準に基づき、市と協議の上、作成し、業務開始までに市の承諾を得ること。

3 契約金額

契約金額は、提案上限額（消費税額及び地方消費税額を含む。）を超えない範囲で、提案価格を踏まえ、市と優先交渉権者の間の契約金額に係る交渉により決定する。

4 契約の保証

事業契約書（案）を参照すること。

5 事業者の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も同様とする。

第9 その他

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

ただし、本事業の実施に際し、法改正等により、法制上または税制上の措置が適用される場合には、市と事業者で協議する。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

市は、本事業に関する財政上及び金融上の支援等は想定しておらず、財政上及び金融上の提案については、事業者が自らのリスクで実行することとする。

市は、緊急防災・減災事業債制度を活用した起債（その後の変更があった場合は変更後の起債）を行うことを想定しているが、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、起債等の申請に必要な書類等の作成支援を行うこととする。

3 事業の継続が困難となった場合における措置

(1) 事業の継続に関する基本的考え方

事業予定者においては、SPCの設立等により出資企業からの倒産隔離をあらかじめ講じることとする。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細については、事業契約書に定める。

(2) 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は以下のとおりとする。

ア 事業者の責めに帰すべき事由の場合

(ア) 事業者の提供するサービスが事業契約書に定める要求水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。

(イ) 事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。

(ウ) 上記(ア)、(イ)のいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

イ 市の責めに帰すべき事由の場合

- (ア) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- (イ) 上記（ア）の規定により事業者が事業契約を解除した場合、事業者は生じる損害について市に対して賠償を求めることができる。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- (ア) 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- (イ) 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- (ウ) 上記（イ）の規定により事業契約が解除される場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については、事業契約書において示す。

エ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市のホームページに掲載し、公表する。

豊中市教育委員会事務局 学校施設管理課

豊中市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業に係るホームページ

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kyo_iin/iin_topics/kucho.html

5 応募手続きに関する問合せ先

本事業に関する問合せ先は、次のとおりとする。

担 当	豊中市教育委員会事務局 学校施設管理課 桑田、塚原、小林
住 所	〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 豊中市役所第一庁舎6階
電 話	06-6858-2546
F A X	06-6845-6778
E-mail	kyoshisetsu@city.toyonaka.osaka.jp
受付時間	土曜日、日曜日及び祝休日を除く 9時～17時（12～13時を除く）

添付資料 1

参考図書の貸与について

募集要項第5.1 (1) に基づく参考図書の貸与に関する要項は次のとおりである。

1 貸与する参考図書

本事業の対象校に関する情報提供等のため、以下の参考図書を次のとおり希望者に貸与する。ただし、第1回現地見学会参加の際に貸与を受けた事業者は手続不要です。

○貸与する参考図書

- a. 学校施設台帳（全対象校分）
- b. 学校配置図（全対象校分）
- c. 建築図（全対象校分）
- d. 単線結線図等（全対象校分）
- e. 受変電設備等一覧表
- f. 過去のエネルギー消費量一覧（令和2年度～令和4年度及び令和5年度前期実績値）
- g. ガス内管図面

2 申込手続

(1) 申込期間

令和6年3月12日（火）～3月14日（木）

受付時間：土曜日及び日曜日を除く9時～17時（12時～13時を除く）

ただし、やむを得ないと市が認める場合は、上記期間以降においても貸出する場合があります。

(2) 申込方法

参考図書の貸与を希望する企業は、「参考図書の貸与申込書」（様式集 様式3）に必要な事項を記入の上（この時点では押印不要）、令和6年3月14日（木）17時までに電子メール（ファイル添付）にて申込すること。

なお、電子メールの件名は「【会社名（略称可）】参考図書貸与に関する申込」と記載し、送信後、市の担当者へ電話にて受信確認を行うこと。

申込書のファイル形式はMicrosoft Excel®とする。

※メール送信先アドレスおよび受信確認先の電話番号は、本書第9.5「応募手続きに関する問い合わせ先」に示す「問合せ先」のとおりとする。

3 貸与及び返却

(1) 貸出期間

申込日に応じ、郵送、大容量ファイル便あるいは市窓口での受渡のいずれかの方法で、第2回現地見学会までに送付することを予定している。

(2) データの消去

貸与された参考図書のデータは、本事業での活用の必要がなくなった段階で消去すること。

添付資料 2

第 2 回現地見学会対象校一覧（全50校）

見学日	曜日	順番	学校名	所在地	開始時間	見学時間の目安
3月16日①	土	1	第十五中学校	熊野町 3-8-1	9時00分	30分
		2	第十三中学校	柴原町 2-14-1	10時00分	30分
		3	第二中学校	宮山町 2-1-1	11時00分	30分
		4	第十一中学校	西緑丘 2-11-1	12時45分	30分
		5	第十四中学校	北緑丘 1-1-1	13時45分	30分
		6	第八中学校	新千里東町 3-2-1	14時45分	30分
		7	第九中学校	新千里南町 1-4-1	15時45分	30分
3月16日②	土	1	第十二中学校	浜 2-14-1	9時00分	30分
		2	第十六中学校	北条町 3-18-1	10時00分	30分
		3	第四中学校	服部本町 4-5-7	11時00分	30分
		4	第一中学校	曾根西町 1-6-1	12時45分	30分
		5	第十七中学校	西泉丘 2-2432-2	13時45分	30分
		6	第三中学校	栗ヶ丘町 1-1	14時45分	30分
		7	第五中学校	立花町 1-10-1	15時45分	30分
		8	第十八中学校	螢池中町 4-7-1	16時45分	30分
3月19日①	火	1	東丘小学校	新千里東町 3-1-1	13時00分	30分
		2	北丘小学校	新千里北町 2-19-1	13時45分	30分
		3	西丘小学校	新千里西町 2-23-1	14時30分	30分
		4	南丘小学校	新千里南町 2-13-1	15時15分	30分
		5	新田小学校	上新田 2-19-1	16時00分	30分
		6	新田南小学校	上新田 4-9-1	16時45分	30分
3月19日②	火	1	南桜塚小学校	南桜塚 2-2-1	13時00分	30分
		2	桜塚小学校	北桜塚 2-6-1	13時45分	30分
		3	熊野田小学校	赤坂 1-5-1	14時30分	30分
		4	刀根山小学校	刀根山 5-2-1	15時15分	30分
		5	螢池小学校	螢池中町 1-15-1	16時00分	30分
		6	大池小学校	本町 1-7-12	16時45分	30分
3月20日①	(水祝)	1	克明小学校	岡町北 3-4-1	9時00分	30分
		2	箕輪小学校	箕輪 1-1-1	10時00分	30分
		3	原田小学校	原田元町 1-17-1	11時00分	30分
		4	豊島西小学校	上津島 3-4-1	13時00分	30分
		5	豊島北小学校	曾根南町 2-19-1	14時00分	30分
		6	豊島小学校	服部西町 3-6-5	15時00分	30分
		7	中豊島小学校	曾根東町 6-13-1	16時00分	30分
3月20日②	水祝	1	野畑小学校	向丘 3-1-1	9時00分	30分
		2	北緑丘小学校	北緑丘 2-4-1	10時00分	30分
		3	少路小学校	西緑丘 2-10-1	11時00分	30分
		4	桜井谷東小学校	桜の町 7-5-1	13時00分	30分
		5	桜井谷小学校	柴原町 3-11-1	14時00分	30分
		6	東豊台小学校	東豊中町 6-2-1	15時00分	30分

		7	東豊中小学校	東豊中町 5-1-1	16 時 00 分	30 分
3 月 22 日①	金	1	小曾根小学校	小曾根 1-2-1	13 時 00 分	30 分
		2	豊南小学校	豊南町西 2-19-1	13 時 45 分	30 分
		3	高川小学校	豊南町東 1-1-1	14 時 30 分	30 分
		4	旧島田小学校	庄内栄町 2-20-1	15 時 15 分	30 分
3 月 22 日②	金	1	東泉丘小学校	東泉丘 3-2-1	13 時 00 分	30 分
		2	泉丘小学校	西泉丘 1-10-1	13 時 45 分	30 分
		3	緑地小学校	城山町 4-1-1	14 時 30 分	30 分
		4	北条小学校	北条町 2-16-1	15 時 15 分	30 分
		5	寺内小学校	寺内 2-15-1	16 時 00 分	30 分

- ・見学日の丸数字は班分けを示す。
- ・集合場所は、見学会当日までに参加申込事業者に通知する。